

【事案Ⅳ－２】車両共済金請求

・平成 31 年 3 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者の別居の子が被共済自動車を運転中に事故を起こし車両を損傷したため、当該共済車両共済金を請求したところ、補償対象となる運転者に該当しないことを理由に支払対象外と判断されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は車両共済金額 145 万円を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 平成 30 年 1 月、申立人が被申立人コールセンターに別居の子が運転しても補償できるタイプの見積りを求めたところ、別居の子が運転する 2、3 日前に電話をするだけでよく、共済掛金が安くなるタイプの共済契約を勧められた。その際、別居の子を補償対象運転者とする変更手続きには時間がかかること、変更処理が完了しないと補償対象外になること等を明確に伝えられなかった。

(2) 平成 30 年 3 月 2 日（金）、別居の子から「翌日帰省する」との連絡を受け、翌 3 月 3 日（土）に被申出人店舗に電話をしたが、営業時間外メッセージであったことから、後日対応を行う団体と思い切電した。帰省翌日 3 月 4 日（日）、別居の子が契約車両を運転し事故を起こしたため、被申立人に連絡したところ、年齢条件が補償対象外との回答があった。申込案内に記載の土日・祝日対応の電話番号に変更連絡をしなかった申立人の落ち度だと言われた。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の申立ては認められない、との判断を求める。

2. 申立て理由に対する答弁

(1) 申立人加入共済の約款・事業規約に「加入者から変更を申し込み、被申立人が承諾した日の翌日 0 時からその効力を生じる」と定めている。また、別居の子が運転する場合は、子供運転年齢条件特約を付帯することで補償対象となる。契約を変更するならば、付帯する年齢条件を申立人が通知しなければならない。

- (2) 「別居の子が帰ってくる 2、3 日前に電話するだけでよい」と配偶者限定を勧められたという説明により、「電話をかければ対話は不要」と受け止められる危険は通常予見できないので、被申立人に注意義務違反はない。
- (3) 運転者条件以外の者（別居の子供）が運転する場合は変更するよう説明している。
また、電話をかければ対話がなくとも補償変更は開始するとの契約や約束を交わした事実や電話で変更申込を受けたことはない。
- (4) 土日・祝日対応の電話連絡先は、リーフレットを送付しているほか、ホームページにも明示している。また、3 月 4 日には連絡先を調べ被申立人に連絡ができており、前日に契約変更内容を通知することは可能であった。
- (5) 保障内容のデメリットに関する説明については、申立人は被申立人に前契約と同内容での見積りを依頼しており、子供が補償対象外であることは、被申立人の契約申込により新たに発生したものではなく、申立人は当然に知りえていた。
- (6) 当該事故が発生しなければ、申立人が再度の通知を行わないことで運転者条件の拡大に伴う掛金負担を免れる可能性があり、約款・事業規約では、契約内容変更について前記のように定めており、申立人はそれを満たしていないことと合わせて、3 月 3 日に電話をかけたことで変更通知がなされたとは認められない。
上記の理由から 3 月 4 日時点で、当該共済契約の運転者条件が変更されていないことは被申立人の過失により生じた結果ではないから、本件事故について補償することはできない。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は認められないものと判断する」と裁定し、裁定手続を終了した。

1. 本件共済契約の事業規約

(1) 共済契約の変更

共済契約の変更について事業規約において、加入者から変更を申込み被申立人が承諾した日の翌日 0 時からその効力を生じると定めている。

(2) 子供運転年齢条件特約

別居の子供が運転する場合は、子供運転年齢条件特約を付帯することで補償を受けることができると規定している。

申立人は別居の子供が当該契約車両を運転する場合は、被申立人に子供運転年齢条件特約付帯の申込みをしなければならない。この申込みがなされないと、規約によれば、子供運転年齢条件に該当しない者が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません、と規定している。

2. 申立人の被申立人に対する通知の経過

申立人は、平成30年3月2日（金）、別居の子供から翌日に帰省するとの連絡を受け、3月3日（土）に申立人の妻が担当店舗に電話をしたが、営業時間外のメッセージであったため、後日対応を行う会社と思い電話を切った。

別居の子供が帰省した翌日の3月4日（日）、子供が契約車両を運転中、事故を起こしたため、被申立人のフリーダイヤルで案内された先に電話をしたが、契約の確認が取れない事、管轄が異なる事から、翌月曜日に担当店舗に電話するよう言われた。

3月5日（月）に担当店舗に連絡をしたが、申立人からの変更申出がなかったため、契約内容の年齢条件から外れており補償対象外との回答があった。

このような事実関係からは、申立人が被申立人に対して有効な子供運転年齢条件特約の申込みがなされたと認定することはできない。

3. 結論

被申立人との応答経過が本件紛争の一因となったとは言え、以上のように、その余の申立人の主張を判断するまでもなく、申立人の主張には理由がない。

よって主文の通りに裁定する。